

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成24年12月 7日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 4 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	500kV開閉所碍洗防災設備一次母管水圧計の計器校正において、電源出力値に精度外れが認められたため、当該計器の取替を実施。	GIII	
2	1号機	残留熱除去冷却海水ポンプ(C)の点検において、シャフトとインペラー(羽根車)はめ合い部に腐食が認められたため、当該腐食箇所を補修。	GIII	
3	2号機	タービン建屋低電導度廃液系サンプピット液位計点検において、当該計器に動作不良(警報設定液位で信号出力しない)が認められたため、当該計器を修理。	GIII	
4	その他	500kV開閉所碍洗防災設備消火弁の点検において、弁駆動機構部カバー取付ボルト1本を折損させたため、当該ボルトを交換。	GIII	